

## セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 開催要綱

厚生労働省医政局経済課

## 1. 開催趣旨

12月21日に閣議決定された政府税制改正大綱においては、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行うこととされた。

上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定するとともに、見直しによる効果の検証方法についても検討することが求められていることから、セルフメディケーション税制の対象医薬品の範囲及び今後の医療費削減効果等の検証方法等について専門家等の意見を聴くため、検討会を開催する。また、本検討会においては、税制以外のセルフメディケーション推進策の検討も行う。

## 2. 検討事項

- (1) セルフメディケーション税制の対象医薬品のより効果的な範囲
- (2) 今後の医療費削減効果等の検証方法
- (3) その他

## 3. 構成員

- (1) 検討会は、別添の構成員により構成する。
- (2) 検討会は、委員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

## 4. 運営

- (1) 検討会は、医政局長が、関係局等の協力を得つつ、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 検討会の庶務は医政局経済課が行う。
- (5) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場

合、自由闊達な意見交換に支障がある場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。

- (6) 会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (7) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了承を得て、その取扱いを定める。

セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 構成員

- |        |  |
|--------|--|
| 井深 陽子  | 慶応義塾大学経済学部 教授                                  |
| 岩月 進   | 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事                              |
| 黒川 達夫  | 日本OTC医薬品協会 理事長                                 |
| 幸野 庄司  | 健康保険組合連合会 理事                                   |
| 菅原 琢磨  | 法政大学経済学部経済学科 教授                                |
| 関 光彦   | 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会<br>大衆薬卸協議会大衆薬運営員会委員（大衆薬幹事代理） |
| 宗林 さおり | 独立行政法人国民生活センター 理事                              |
| 中島 誠   | 全国健康保険協会 理事                                    |
| 中野 透   | 公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事                           |
| 平野 健二  | 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 理事                       |
| 別所 俊一郎 | 東京大学大学院経済学研究科 准教授                              |
| 三井 博晶  | 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事                             |
| 宮川 政昭  | 公益社団法人日本医師会 常任理事                               |